

## 阿智村社協指定訪問介護事業所 訪問介護 料金表

### ＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

令和6年4月1日現在

	サービスに要する時間	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
身体介護 が中心	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上 30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上 1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上	5,670円に加え 30分増すごと に820円	567円に加え 30分増すごと に82円	1,134円に加え 30分増すごと に164円	1,701円に加え 30分増すごと に246円
生活援助 が中心	20分以上 45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円
身体介護に 引き続き生活 援助を行っ た場合に は、料金が 追加になり ます。	20分以上 45分未満	650円	65円	130円	195円
	45分以上 70分未満	1,300円	130円	260円	390円
	70分以上	1,950円	195円	390円	585円

	加算の要件（概要）	基本 利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
初回加算	初回の指定訪問介護を利用した月	2000円/月	200円/月	400円/月	600円/月
緊急時 訪問介護加算	利用者又はその家族からの要請に基づき、介護支援専門員と連携して訪問介護を緊急に行った場合	1000円/回	100円/回	200円/回	300円/回

特定事業所 加算（Ⅱ）	当該加算の算定要件を満 たす場合	所定単位数の10%が加算されます。
介護職員等処 遇改善加算 （Ⅰ）	当該加算の算定要件を満 たす場合	1ヶ月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 245/1000 が加算されます。（令和6年6月以降）
介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	当該加算の算定要件を満 たす場合	1か月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 137/1000 が加算されます。（令和6年5月末まで）
介護職員等 特定処遇改善 加算（Ⅱ）	当該加算の算定要件を満 たす場合	1か月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 42/1000 が加算されます。（令和6年5月末まで）
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	当該加算の算定要件を満 たす場合	1か月の（基本サービス費＋各種加減算費）に 24/1000 が加算されます。（令和6年5月末まで）

☆「サービスに要する時間」は、ご契約者様の個々の状況に応じた適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、必要な量のサービスを提供するための所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

#### (3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合は、1km当たり41円（税込）で、積算した額を交通費としていただきます。

#### (4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までにお支払いください。

#### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。